

下請セーフティネット債務保証事業に係る融資制度に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事を請負う建設業者（以下「請負者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（平成11年1月28日付建設省経振発第8号通知に基づく下請セーフティネット債務保証事業に係る融資制度をいう。）を利用する場合における、鹿児島市建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事を除く工事とする。

(1) 債務負担行為及び繰越し工事等工期が複数年度にわたる工事（ただし、最終年度の工事であって、年度内に完成が見込まれる工事を除く。）

(2) 単価契約による工事

(3) 降灰除去工事

(4) 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(5) その他、請負者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、別表第1に規定する者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する当該工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書第46条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する当該工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により当該工事請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（様式3-①、3-②）第1条第1項(5)及び(7)の金額は、変更後の額とする。

(下請保護方策)

第5条 請負者は、債権譲渡先から融資を受ける場合において、当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該融資に係る下請負人等への支払計画を記載した書面を債権譲渡

先に提出するものとする。

2 市長は、債権譲渡の承諾を行う場合は、債権譲渡先と請負者との間で締結する債権譲渡契約において、次の各号のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

(1) 請負者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は債権譲渡先が市長から受け取る当該工事請負代金の一定割合を限度として、請負者に代わって下請負人等に代金を支払うこと。

(2) 請負者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は債権譲渡先が市長から受け取る当該工事請負代金から請負者への貸付金を精算の上、残余の部分を請負者に代わって下請負人等に代金を支払うこと。

3 債権譲渡先において前項各号の措置を講じる事務処理体制が整っていない場合は、市長は、債権譲渡先が当該工事請負代金額から請負者への貸付金を精算の上、請負者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が請負者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者の合意が整ったときは、当該合意に従って代金を支払うことの措置が講じられていることを確認するものとする。

4 請負者の倒産時における下請保護方策については、請負者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、市長は関与しないものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第6条 譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金及び請負者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであり、債権譲渡先が請負者に対して有するその他の債権については担保しない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第7条 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の依頼)

第8条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式2) 3通

(2) 債権譲渡契約証書(様式3)の写し 1通

(3) 工事履行報告書(様式1) 1通

(4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 履行保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡承諾書の交付等)

第9条 市長は、債権譲渡を認める場合には、7日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。以下同じ。)に債権譲渡承諾書(様式2)を交付するものとするが、やむを得ない事情で7日以内に交付できないときは、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

2 市長は、債権譲渡の依頼に係る工事が、第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は前条に規定する書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとし、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

3 市長は、債権譲渡の依頼及び承諾状況については、債権譲渡整理簿（様式4）により管理するものとする。

（出来高確認）

第10条 融資時における譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うものとする。

2 市長は、第7条に規定する出来高については、工事履行報告書（様式1）により確認するものとする。

（融資実行の報告書の要求）

第11条 市長は、請負者と債権譲渡先との間で締結される金銭消費貸借契約に基づき融資が実行されたときは、債権譲渡先に対して融資実行報告書（様式5）の提出を求めるものとする。

（債権譲渡先からの債権金額の請求等）

第12条 債権譲渡先は、市長に対して債権金額を請求するときは、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式6） 1通

(2) 債権譲渡承諾書（様式2）の写し 1通

(3) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し 1通

(4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通

（その他）

第13条 請負者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、当該債権譲渡後においては中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

2 請負者は、本融資制度及び平成20年10月17日付国総建第197号通知に基づく融資制度の、いずれかを選択して利用できるものとする。

付 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

別表第 1

債 権 譲 渡 先

○事業協同組合

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
鹿児島県建設業協同組合連合会	890-8512	鹿児島市鴨池新町 6 番 1 0 号	099-256-4355

○民間事業者

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
株式会社建設総合サービス	550-0012	大阪市西区立売堀 2 丁目 1 番 2 号	06-6543-2848

工事履行報告書（例）

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日		
日 付	〇〇年〇月〇〇日		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
〇〇年 4月	0.0	0.0 差 (0.0)	
5月	0.0	0.0 差 (0.0)	
6月	2.3	0.8 差 (1.5)	
7月	4.8	4.6 差 (0.2)	
8月	11.3	8.2 差 (3.1)	
9月	18.1	15.1 差 (3.0)	
10月	27.6	32.5 差 (+4.9)	
11月	37.0	66.9 差 (+29.9)	> 50%
12月	55.8		
〇〇年 1月	76.8		
2月	98.2		
3月	100.0		
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

実印

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

請負者
(譲渡人) 住所
氏名 実印

(譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結され 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、貴殿による承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異

議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、本承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求することはできないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項に基づく検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第46条第1項に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

鹿児島市長 ○ ○ ○ ○ 印

確定日付印欄	承諾番号

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証す

る。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 （上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものと

する。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々

一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当然合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

融資実行報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 ○○○建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

工事請負代金請求書

年 月 日

鹿児島市長 殿

（債権譲受人） 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 _____ 円

ただし、○○工事の代金

（内訳）

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | 金 _____ |
| (2) 前払金受領済額 | 金 _____ |
| (3) 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | 金 _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | 金 _____ |
| (5) 今回請求金額 | 金 _____ |

2. 承認番号

3. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 預金の種別，口座番号
××預金×××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××
- 請求者の連絡先
住 所
電 話
ファックス